

[施設基準（電子的診療情報連携体制整備加算2）]

- (1) 当院は、オンライン請求を行っています。
- (2) 当院は、診療報酬明細書を患者に無償で交付しています。
- (3) 当院は、オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- (4) 当院の医師は、オンライン資格確認等システムを利用して取得した診療情報を、診療を行う診察室、手術室又は処置室等において、閲覧又は活用できる体制を有しています。
- (5) 当院は、マイナ保険証利用率が30%以上ございます。
- (6) 当院は、マイナポータルの医療情報等に基づき、患者からの健康管理に係る相談に応じる体制を有しています。
- (7) 当院は、明細書発行に関する事項、医療DX推進の体制に関する事項等について、当該保険医療機関の見やすい場所に掲載しています。
- (8) 当院は、電子処方箋を発行する体制又は調剤した薬剤に関する情報を電子処方箋システムに登録する体制を有しています。
- (9) 当院は、以下のア、イを満たす電子カルテを有しています。

ア 厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に準拠した体制である

イ 電子処方箋管理サービスとの接続インターフェースを有している